

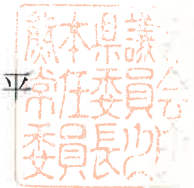
委員会提出議案第 1 号

所得税における「雑損控除の繰越期間」の延長を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月13日提出

提出者 総務常任委員会  
委員長 橋 口 海 平



熊本県議会議長 井 手 順 雄 様

## 所得税における「雑損控除の繰越期間」の延長を求める意見書

熊本地震から3年以上が経過し、被災した家屋等の再建や、幹線道路の復旧等は着実に前進しているが、生活・居住環境等が大きく変化したこと等から、自宅再建費用などが被災者には重い負担となっている。

所得税法では、地震・台風等で家屋等に損害を受けた場合、雑損控除として総所得金額から損失額を控除し、控除しきれない損失額があれば最長3年間は繰越控除できる規定となっている。

一方、平成23年の東日本大震災においては、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が立法化され、「雑損失の繰越控除」は最長5年間繰り越すことができることとなっている。熊本地震においても、3年間の繰越控除を適用してもなお控除しきれない雑損失がある被災者の方がおり、そうした被災者の救済につながるよう、繰越期間を延長してほしいという要望が、本議会にも寄せられているところである。

災害で被災した納税者に対する税の軽減措置については、災害全体の規模等で取扱いを区別するのではなく、被災者個々の被災状況に応じた同一の取扱いとすべきである。

近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、東日本大震災の際と同様に、災害に係る「雑損控除の繰越期間」を現行の3年から5年に延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様